

広島県告示第八百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年十一月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市沼隈町大字能登原字明神一四三六番一七地先から 福山市沼隈町大字能登原字明神一四三六番一七地先まで		一三・八〇 一三・九〇	一四・七〇	三九・八〇	幅員減少 不用物件延長 三二・六〇 メートル